

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社小島洋裁
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 小嶋 功二
- (3) 所在地：埼玉県深谷市上野台 421 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12 件）

- 平成30年12月 6 日認定 「認1804065666」
- 平成31年 2 月27日認定 「認1804064946」 「認1804064947」
- 令和元年 7 月 5 日認定 「認1904022389」
- 令和 2 年 3 月25日認定 「認1904093478」
- 同年 3 月30日認定 「認1904084765」
- 同年 9 月18日認定 「認2004033359」
- 同年 9 月24日認定 「認2004030408」
- 令和 3 年 4 月 8 日認定 「認2004064935」 「認2004064936」
- 同年11月 1 日認定 「認2104015520」 「認2104015521」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 8 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ジョイ菜
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 KANG HYEUK
 - (3) 所在地：長野県南佐久郡南牧村野辺山77-1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）
 - 令和2年5月27日認定「認2005001028」
 - 令和3年3月2日認定「認2005006507」
 - 令和4年5月13日認定「認2105004782」
 - 同年5月18日認定「認2205000429」
 - 令和5年3月22日認定「認2205005493」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年8月31日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：新中央工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 中西 顕郎
- (3) 所在地：広島県広島市西区楠木町一丁目 14 番 19 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（22 件）

- 平成30年9月21日認定 「認1809013156」 「認1809013157」
令和元年7月17日認定 「認1909004342」 「認1909004343」
同年8月28日認定 「認1909010641」 「認1909010642」 「認1909010643」
同年9月20日認定 「認1909013483」 「認1909013484」 「認1909013485」
「認1909013486」
同年11月20日認定 「認1909017308」 「認1909017309」
令和2年6月23日認定 「認1909029740」 「認1909029741」
同年8月18日認定 「認2009006809」 「認2009006810」 「認2009006811」
同年8月31日認定 「認2009006806」 「認2009006807」 「認2009006808」
同年11月10日認定 「認2009013048」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年8月31日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：鈴木 隆之
- (2) 代表者氏名：鈴木 隆之
- (3) 所在地：茨城県結城郡八千代町大字東落田 6 5 0 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

令和元年 9 月 18 日認定「認1903004399」

同年 10 月 3 日認定「認1903005736」

同年 11 月 19 日認定「認1903006764」

令和 3 年 10 月 6 日認定「認2103003316」

同月 13 日認定「認2103003688」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 8 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ドリルカット
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 平木 康二
- (3) 所在地：静岡県御前崎市白羽 8155 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（16 件）

- 令和元年 3 月 29 日認定 「認1806071888」
- 同年 4 月 3 日認定 「認1806068268」
- 同年 9 月 27 日認定 「認1906026407」
- 同年 10 月 24 日認定 「認1906039109」
- 令和 2 年 1 月 28 日認定 「認1906058365」
- 同年 4 月 7 日認定 「認1906057718」
- 同年 4 月 28 日認定 「認1906067717」
- 同年 5 月 11 日認定 「認2006001969」
- 同年 10 月 7 日認定 「認2006008913」
- 令和 3 年 6 月 18 日認定 「認2106004485」
- 令和 4 年 1 月 17 日認定 「認2106027214」 「認2106027215」 「認2106027216」
- 同年 2 月 17 日認定 「認2106030300」
- 同年 4 月 21 日認定 「認2206000504」 「認2206000505」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 8 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ナチュラルポークリンク
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 諏訪 秋彦
 - (3) 所在地：埼玉県朝霞市三原二丁目3番5号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
平成30年6月20日認定「認1804017060」「認1804017061」「認1804017062」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和5年8月31日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ヒラジュウ
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 平山 勇氣
 - (3) 所在地：山口県岩国市周東町上久原 14 番地 8

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
令和3年6月10日認定「認 2109000712」「認 2109000713」「認 2109000714」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 5 年 8 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社北真工業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 柄崎 真夫
- (3) 所在地：富山県南砺市吉江中 1127 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8 件）

- 令和元年10月11日認定「認1907006646」「認1907006647」「認1907006648」
令和2年9月10日認定「認2007004589」「認2007004590」
令和3年7月7日認定「認2107001633」「認2107001634」
令和3年9月10日認定「認2107002411」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 8 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ワールド・アルマイト
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 中西 顕郎
 - (3) 所在地：広島県東広島市八本松町大字宗吉 1051 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）
 - 平成30年4月20日認定「認1709006961」
 - 令和元年5月21日認定「認1809026207」
 - 同年9月25日認定「認1909010631」「認1909010632」「認1909010633」
 - 令和2年8月20日認定「認2009006812」「認2009006813」「認2009006814」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年8月31日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。